

仕様書

1 概要

- (1) 件名 富士宮市役所庁舎ほか57施設で使用する電力の供給
- (2) 需要場所 別紙1（需要地点等）のとおり
- (3) 業種及び用途：庁舎、会館、児童館、保育園、消防署、公民館、図書館、保健センター、学校、給食センター、ポンプ場、最終処分場、衛生プラント、ごみ処理施設、公共下水道施設、病院

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 供給電気方式 交流3相3線式
 - イ 供給電圧（標準電圧） 6,000ボルト
 - ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000ボルト
 - エ 標準周波数 50ヘルツ
 - オ 受電方式 1回線受電
 - カ 現在契約先、契約種別、非常用自家発電設備、太陽光発電設備等 別紙1のとおり
- (2) 契約電力及び予定使用電力量等
 - ア 契約電力（kW） 別紙2のとおり
 - イ 予定使用電力量（令和7年4月～令和8年3月） 別紙3のとおり
 - ウ 最大需要電力実績（令和5年11月～令和6年10月） 別紙2のとおり
 - エ 使用電力量実績（令和5年11月～令和6年10月） 別紙2のとおり
- (3) 供給期間
 - 自 令和7年4月1日0時
 - 至 令和8年3月31日24時
- (4) 電力量等の検針
 - ア 自動検針装置 別紙1のとおり
 - イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
 - ウ 計量器の構成 電力供給用複合計器（通信機能有り）
- (5) 保安上の責任分界点等
 - ア 需給地点 別紙1のとおり
 - イ 電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点 需給地点に同じ
- (6) その他
 - ア 力率は、供給期間中100パーセントを保持する予定。
 - イ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与える負荷設備は特に有していない。
 - ウ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄するみなし小売り電気事業者が定める供給条件等による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、燃料費等調

整制度（燃料価格調整項）、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金及び国による電気料金の緩和措置等による補助金は考慮しないこと。

エ 電力供給における料金その他のを計算する場合の単価及びその端数処理は次のとおりとする。

(ア) 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(イ) 使用電力量の単位は1キロワットアワーとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(ウ) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(エ) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(オ) 消費税及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。なお、消費税及び地方消費税額の合計は10.0%とする。

オ 料金の請求は、施設ごとに施設管理者へ行うこと。

施設名	施設管理者
富士宮市役所庁舎	富士宮市総務部契約管理課
富士宮市芝川会館	富士宮市市民部芝川出張所
富士宮市上野会館	富士宮市市民部上野出張所
富士宮市立大宮保育園	富士宮市保健福祉部保育支援課
富士宮市立富士根保育園	富士宮市保健福祉部保育支援課
富士宮市消防本部中央消防署	富士宮市消防本部消防総務課
各公民館	富士宮市教育委員会社会教育課
富士宮市埋蔵文化財センター	富士宮市教育委員会文化課
富士宮市立中央図書館	富士宮市教育委員会富士宮市立中央図書館
富士宮市保健センター・救急医療センター	富士宮市保健福祉部健康増進課
各小学校	富士宮市教育委員会教育総務課
各中学校	富士宮市教育委員会教育総務課
富士宮市白糸会館	富士宮市市民部白糸出張所
富士宮市立児童館	富士宮市保健福祉部こども未来課
学校給食センター	富士宮市教育委員会学校給食センター
富士宮市山本ポンプ場	富士宮市水道部下水道課生活排水処理センター
富士宮市一般廃棄物鞍骨沢最終処分場	富士宮市環境部清掃センター
富士宮市衛生プラント	富士宮市水道部下水道課生活排水処理センター
富士宮市水櫛水源	富士宮市水道部水道工務課
富士宮市大中里第2ポンプ場	富士宮市水道部水道工務課
富士宮市大宮水源	富士宮市水道部水道工務課
富士宮市貫間水源	富士宮市水道部水道工務課

富士宮市西山送水ポンプ場	富士宮市産業振興部商工振興課
富士宮市清掃センター	富士宮市環境部清掃センター
富士宮市星山浄化センター	富士宮市水道部下水道課生活排水処理センター
富士宮市立病院	富士宮市立病院事務部病院管理課

請求の際には、請求書のほかに内訳（電力種別、使用電力量、単価、料金、最大電力、力率、契約電力、有効電力量等）をひとつの電子データにして添付すること。なお、電子データの形式は、エクセルやCSV形式等の電子データで提出またはWeb閲覧ダウンロードサービス等により無償で提供すること。その他の詳細は協議により決めるものとする。

なお、各小学校、各中学校については、学校ごとの内訳が分かるようにすること。

カ 使用電力量の検針後、検針結果（使用電力量、単価、料金、最大電力、力率、契約電力、有効電力量等）を速やかに各施設管理者へ通知すること。ただし、Web閲覧ダウンロードサービス等の利用により通知に代えられることとする。

キ この仕様書に定めのない事項については、富士宮市の指定する電力供給契約約款案（以下、「電力供給契約約款」という。）の定めるところによるものとする。なお、毎月の契約代金や遅延利息の具体的な取扱いといった細目的事項について、別途協定書を締結できるものとする。

ク この仕様書及び電力供給契約約款に定めのない供給条件については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める標準供給条件（電気需給約款）等を基に発注者と供給者の間で協議するものとする。

3 その他

- (1) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、当該需要場所を供給エリアとする一般送配電事業者と調整すること。
- (2) 今回の契約を実行するため、新たに発生する設備の改造に必要な費用は、受注者の負担とする。また、当該改造のために必要な作業は、発注者の業務に支障を及ぼさない範囲で行われなければならない。